

6

2026

# 人事・労務に役立つ NEWS LETTER

## 月刊くろうど

2026年6月号

June No. 109

### もくじ

- 令和8年度の労働保険の年度更新 期間などを確認しておきましょう . . . 2
- 令和8年度税制改正 所得税の基礎控除額の引き上げ等 . . . 3
- 賃金引き上げの支援策をまとめたリーフレットなどを更新 . . . 4
- 給与支払報告書を市区町村に提出すれば源泉徴収票の税務署への提出不要 . . . 5
- 2026年版 中小企業白書・小規模企業白書を公表（中小企業庁・経産省） . . . 6
- 人事労務の統計指標 . . . 7.8
- 日本100名城に行こう vol.16 ～水戸城～ . . . 9
- 営業日のお知らせなど . . . 10



クラウド社会保険労務士事務所

〒720-0067

広島県福山市西町二丁目 8-27

ポートビル 4F

TEL:084-983-1198

FAX:084-983-1197

e-mail:info@kuroudo-sr.com

<https://www.kuroudo-sr.com>

# 令和8年度の労働保険の年度更新 期間などを確認しておきましょう

厚生労働省から、令和8年度の労働保険の年度更新のお知らせがありました。

その期間などを確認しておきましょう。



厚生労働省からは、令和8年度の年度更新関係の申告書の書き方についてまとめたパンフレットも公表されています。

必要であれば、お声掛けください。そのURLなどをお伝えします。

## 令和8年度の労働保険の年度更新のお知らせ（厚生労働省）

安心して働きたい！

令和8年度  
労働保険の年度更新  
(労災保険・雇用保険)  
6.1月～7.10金

申告と納付はお早めに

●電子申請は時間帯を問わず、いつでも申請が可能です。是非ご利用ください。  
●電子納付・口座振替による納付が便利です。

厚生労働省年度更新お知らせページ 年度更新 お知らせ 検索

厚生労働省  
Ministry of Health, Labour and Welfare

厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署・公共職業安定所・  
(一社)全国労働保険事務組合連合会・全国社会保険労務士会連合会

厚生労働省ホームページ  
https://www.mhlw.go.jp

### 令和8年度の年度更新のポイント

- ☑ 年度更新期間は  
6月1日（月）～7月10日（金）  
です。
- ☑ 年度更新の申告書は、管轄の都道府県労働局や労働基準監督署への郵送、または「電子申請」でも受け付けられており、直接窓口へ出向くことなく申告することができます。

☆今回の年度更新では、令和8年度から雇用保険率が改定されたことから、令和7年度の確定保険料は改定前の雇用保険率、令和8年度の概算保険料は改定後の雇用保険率を用いて計算することになるといった注意点が 있습니다。

油断せずに申告書を作成する必要があります。

# 令和8年度税制改正 所得税の基礎控除額の引き上げ等 国税庁が情報提供開始

令和8年度の税制改正により、次のような改正が行われることになりました。

## 令和8年度税制改正 (源泉所得税関係) の概要

- 所得税の基礎控除について、その額を最大58万円から「最大62万円」に引き上げ  
さらに、特例によりその額をさらに引き上げ、「最大104万円」に
- 給与所得控除について、最低保障額を65万円から「74万円」に引き上げ
- 扶養親族等の範囲について、同一生計配偶者及び扶養親族の合計所得金額要件を58万円以下から「62万円以下」に引き上げ

これらの改正規定は、令和8年分の所得税について、令和8年12月に行う年末調整から適用。

そのため、当該年末調整においては、次のような点に留意が必要！

- 改正により新たに扶養控除等の対象となった親族等がいる従業員がいないかを確認する必要があります。
- ……従業員から、「給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」の提出を受け、確認

□ 改正後の基礎控除額や給与所得控除額等に基づいて、年末調整の計算を行う必要がある必要がある。

〈補足〉 毎月の給与等からの所得税の源泉徴収事務においては、令和9年1月以後に支払うべき給与等から、上記の改正も考慮した新たな源泉徴収税額表を用いることとされています。

こんな改正も→源泉徴収税額表により求めた税額には、「所得税のほか、復興特別所得税〔税率2.1%〕も含む」こととされていますが、令和9年分以後は、「所得税のほか、防衛特別所得税〔税率1.0%〕及び復興特別所得税〔税率1.1%〕〔合計税率2.1%〕も含む」こととされます（2.1%分の内訳を変更）。なお、これに伴い、復興特別所得税の課税期間が10年間延長されます。

国税庁では、これらの改正について、専用のページを設け、情報の提供を始めました。上記の改正規定は、令和8年分の所得税について、令和8年12月に行う年末調整から適用されます。年末調整が近づいてきましたら、国税庁の情報などから抜粋して、より具体的な内容をお伝えしたいと思います。



# 賃金引き上げの支援策をまとめたリーフレットなどを更新(厚労省・中小企業庁)

厚生労働省と中小企業庁では、共同して、最低賃金・賃金引き上げに向けた中小企業・小規模事業者への支援施策をまとめたリーフレットを公表しています。

これが、令和8年4月下旬に更新されました。最新版を確認しておきましょう。

このリーフレットでは、左記のような形で支援策が紹介されています。

さらに詳しいパンフレットやマニュアルも公表されていますので、必要であればお声掛けください。

そのURLなどをお伝えします。

「賃金引き上げの支援策（リーフレット）2026年4月24日更新」の1ページ目

## 最低賃金・賃金引き上げに向けた 中小企業・小規模事業者への支援施策


**1. 賃金引き上げに関する支援**

**① 業務改善助成金**

**問い合わせ先**

- ・業務改善助成金コールセンター  
0120-366-440（平日 9:00～17:00）
- ・都道府県労働局雇用環境・均等部（室）



事業場内で最も低い時間給（事業場内最低賃金）を一定額以上引き上げ、生産性向上に資する設備投資等（機械設備の導入や国家資格者によるコンサルティング）を行う中小企業・小規模事業者に、その設備投資等に要した費用の一部を助成する制度です。一定の要件を満たすと、助成上限額・助成対象経費の特例的な拡充が受けられます。

**② キャリアアップ助成金**

**問い合わせ先**

- ・都道府県労働局又はハローワーク



有期雇用労働者、短時間労働者、派遣労働者といったいわゆる非正規雇用労働者の企業内でのキャリアアップを促進するため、正社員転換、賃金引き上げ等の処遇改善の取組を実施した事業主に対して助成します。なお、キャリアアップ助成金については、徹底が求められている同一労働同一賃金に取り組み際やいわゆる「年取の壁」を意識した働き方への対応に取り組み際にも活用することができます。

**③ 企業活力強化貸付（働き方改革推進支援資金）**

**問い合わせ先**

- ・日本政策金融公庫 0120-154-505



事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）の引き上げに取り組む中小企業・小規模事業者が必要とする設備資金や運転資金を特別利率で支援します。

（※）審査の結果、ご希望に添えない場合があります。

**④ 賃上げ貸付利率特例制度**

**問い合わせ先**

- ・日本政策金融公庫 0120-154-505
- ・沖縄振興開発金融公庫 0120-981-827



公庫の融資を受ける際、従業員の賃上げに取り組む中小企業・小規模事業者に対して、融資後2年間、利率を0.5%控除します。

（※）審査の結果、ご希望に添えない場合があります。

**2. 生産性向上に関する支援**

**⑤ 固定資産税の特例措置**

**問い合わせ先**

<先端設備等導入計画の作成等について>



**⑥ 中小企業等経営強化法（経営力向上計画）**

**問い合わせ先**

- ・中小企業税制サポートセンター



クラウド社会保険労務士事務所

4

# 給与支払報告書を市区町村に提出すれば 源泉徴収票の税務署への提出は不要に

令和5年度税制改正により、事業者の提出事務の負担軽減を目的として、「源泉徴収票のみなし提出の特例」が設けられました。その特例が令和9年1月1日からスタートします。

この特例により、令和9年1月1日以後に提出すべき令和8年分以後の給与所得の源泉徴収票については、給与支払報告書を市区町村へ提出した場合には、税務署へ給与所得の源泉徴収票を提出したとみなされることとなります。

つまり、給与支払報告書を市区町村へ提出した場合には、源泉徴収票を税務署に提出する必要がなくなります！

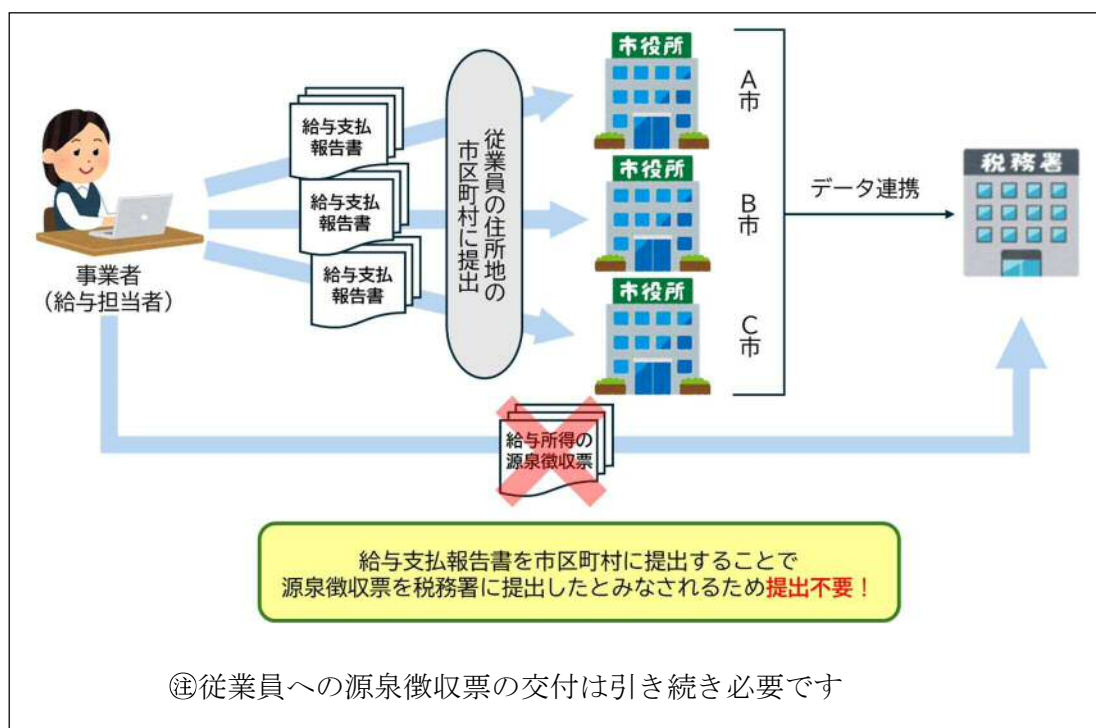
国税庁では、特設ページを設け、その周知を図っています。

令和8年分の年末調整の結果を反映した源泉徴収票・給与支払報告書については、この特例が適用されることとなります。

必要であれば、気軽にお声掛けください。特設ページのURLなどをお伝えします



## 源泉徴収票のみなし提出の特例 特設ページ（この特例のイメージ図）



特設ページでは、この特例に関する情報を提供しています（随時更新）。

「源泉徴収票（給与所得・公的年金等）のみなし提出の特例に関するQ&A（令和8年4月）」も公表されていますので、確認しておくと思います。



# 2026年版 中小企業白書・小規模企業白書を公表(中小企業庁・経産省)

「2026年版の中小企業白書・小規模企業白書」が公表されました。

今年版では、経営環境の転換期において、中小企業は「稼ぐ力」を高め、「強い中小企業」へと成長することが重要という考えの下、労働生産性の向上に有効な取組や、経営者が持つべき基本的知識である「経営リテラシー」の強化・実践に焦点を当てて分析が行われています。

ここでは、分析の上でまとめられている「重要となる取組例」の概要を紹介します。

中小企業白書・小規模企業白書は、政府が、中小企業基本法・小規模企業振興基本法に基づいて、毎年作成し、閣議決定を経て国会に提出する年次報告です。

中小企業等の経営に携わる方としては、目を通しておきたい白書といえます。

必要であれば、これらが掲載された経済産業省HPの該当ページのURLなどをお伝えいたします。



## 2026年版中小企業白書・小規模企業白書／重要となる取組例の概要

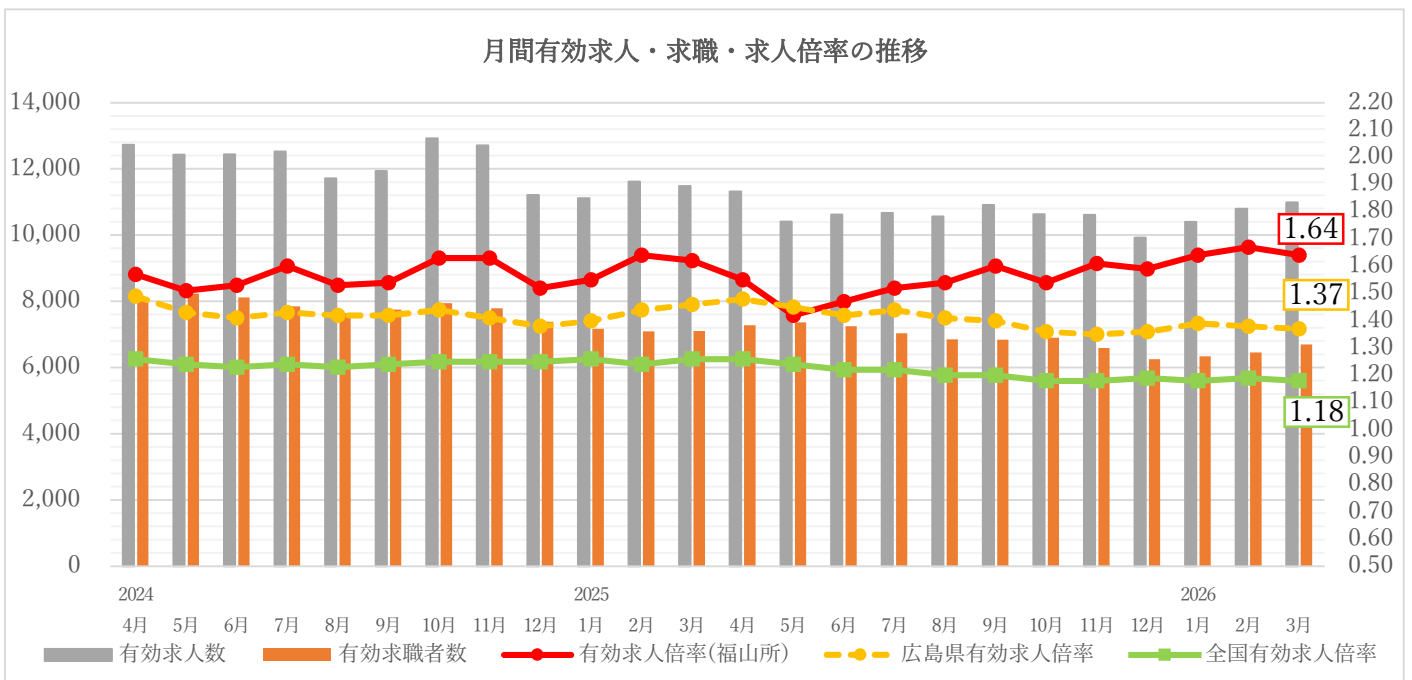
経営環境の転換期において現状維持は最大のリスク。経営者の能力の差が明暗を分ける。短期的な損益を追うのではなく、長期的な視点で事業・組織構造を再構築していく「戦略」を持った経営に転換し、「稼ぐ力」を高め、「強い中小企業」へと成長することが重要。	
現状・課題と必要な取組	必要となる取組
<p><b>現状・課題</b></p> <p>① 中小企業の賃上げは、日本経済の成長にとって極めて重要。  <input type="checkbox"/> 実質賃金プラス定着に向け、持続的な賃上げ実現が必要。  <input type="checkbox"/> 一方で、中小企業の労働分配率は、既に8割に近い水準。            ⇒ 最賃含む賃上げを継続的に行うための原資の確保が課題。</p> <p>② 人口減少の進展による「労働供給制約社会」の到来。            ⇒ 既に大きな課題である人手不足が、更に深刻化するおそれ。</p> <p>③ デフレ・ゼロ金利環境からインフレ・金利のある時代への移行。</p>	<p><b>必要となる取組</b></p> <p>「稼ぐ力」の強化→賃上げ原資の確保→持続的な賃上げ実現といった好循環定着・人手不足を乗り越えて供給力の維持・向上を図ることが重要。</p> <p>① 成長や変革に挑戦する「稼ぐ力」の強化を実現する取組            短期的損益を追うのではなく、リスクをとって成長投資や新たな成長分野への挑戦、M&amp;Aによる事業・組織構造の組替えを決断できる経営力、AIトランスフォーメーション（AX）の実現が重要。</p> <p>② 経営力の土台となる「経営リテラシー」の強化・実践            経営力の向上に向けて、原価管理や従業員の労務管理といった、経営者が持つべき「経営リテラシー」の強化・実践が重要。</p>
<p><b>重要となる取組例</b></p> <p><b>主に中小企業</b></p> <p>「強い中小企業」に向けた「稼ぐ力」の強化</p> <p>① 中小企業間でも稼ぐ力（労働生産性）のばらつきが存在。大企業を上回る労働生産性を有する中小企業も存在。</p> <p>② 付加価値額を増加させている中小企業は、価格転嫁や成長投資、事業承継・M&amp;Aを積極的に行っている傾向。</p> <p>③ 「稼ぐ力」の強化に向けて、以下の取組が重要。</p> <p>A) 成長投資・・・成長に向けた設備投資で高付加価値化            B) 研究開発・人材育成・・・将来の付加価値向上に寄与            C) 価格転嫁・・・適切な価格転嫁や差別化による価格設定            D) 事業承継・M&amp;A・・・新たな経営者による事業再編            E) 省力化投資・・・業務プロセスの効率化            F) AI活用・デジタル化・・・付加価値向上にも期待</p>	<p><b>主に小規模事業者</b></p> <p>経営者が持つべき「経営リテラシー」の強化・実践</p> <p>① 現状、経営リテラシーは十分ではない。経営リテラシーを有する企業は、業績や人材確保等で明確な違いを生み出す。</p> <p>A) 財務・会計【原価管理・資金繰り】            ⇒ 原価管理による価格転嫁率の向上、資金繰りに好影響</p> <p>B) 組織・人材【労務管理・組織活性化】            ⇒ 労務管理や組織活性化は人材の確保・定着に好影響</p> <p>C) 運営管理【品質管理・属人化防止】            ⇒ 品質管理による顧客獲得、属人化防止で円滑な業務遂行</p> <p>D) 経営戦略【経営計画策定・マーケティング】            ⇒ 事業目標や経営計画の策定・PDCAサイクルが重要</p> <p>② 企業単独ではなく、企業間連携を進めることは、新製品開発やリソースの共有など、労働生産性の向上にも有効。</p>
<p><b>適切な支援</b></p> <p><input type="checkbox"/> 中小企業の稼ぐ力の強化、経営リテラシーの強化・実践のためには、事業者のニーズに応じた支援機関による経営支援が重要。  <input type="checkbox"/> 経営支援に当たっては、支援機関における支援能力向上（相談員の能力開発）、支援機関同士の連携などが課題。</p>	

# 人事労務の統計指標

## 労働関係指標 (2026年3月)

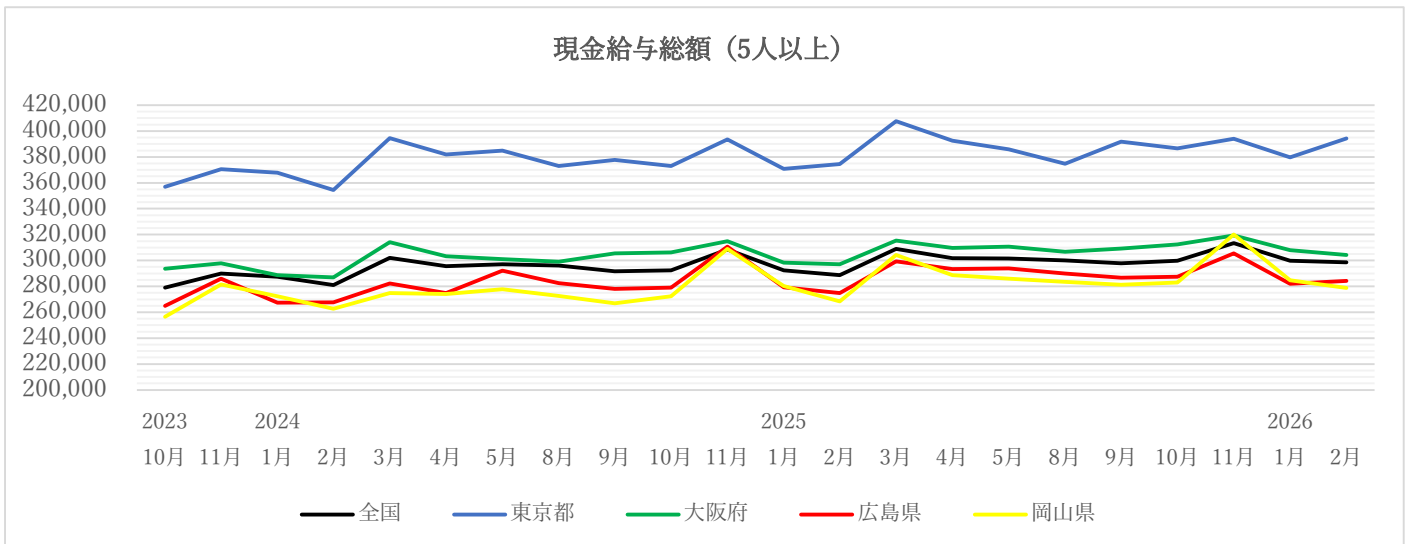
有効求人倍率 (季節調整値※)	全国	1.18倍	全国	2,319,596人	全国	1,908,594人		
	広島県	1.37倍	有効求人	広島県	57,388人	有効求職者数	広島県	41,898人
	福山市	1.64倍	福山市	10,987人	福山市	6,694人		

※ 季節調整値：前月からの変化を適切に捉えるため、季節変動の影響を除いた数値（原数値から季節変動を除去した結果数値）



## 定期給与 現金給与総額 (2026年2月)

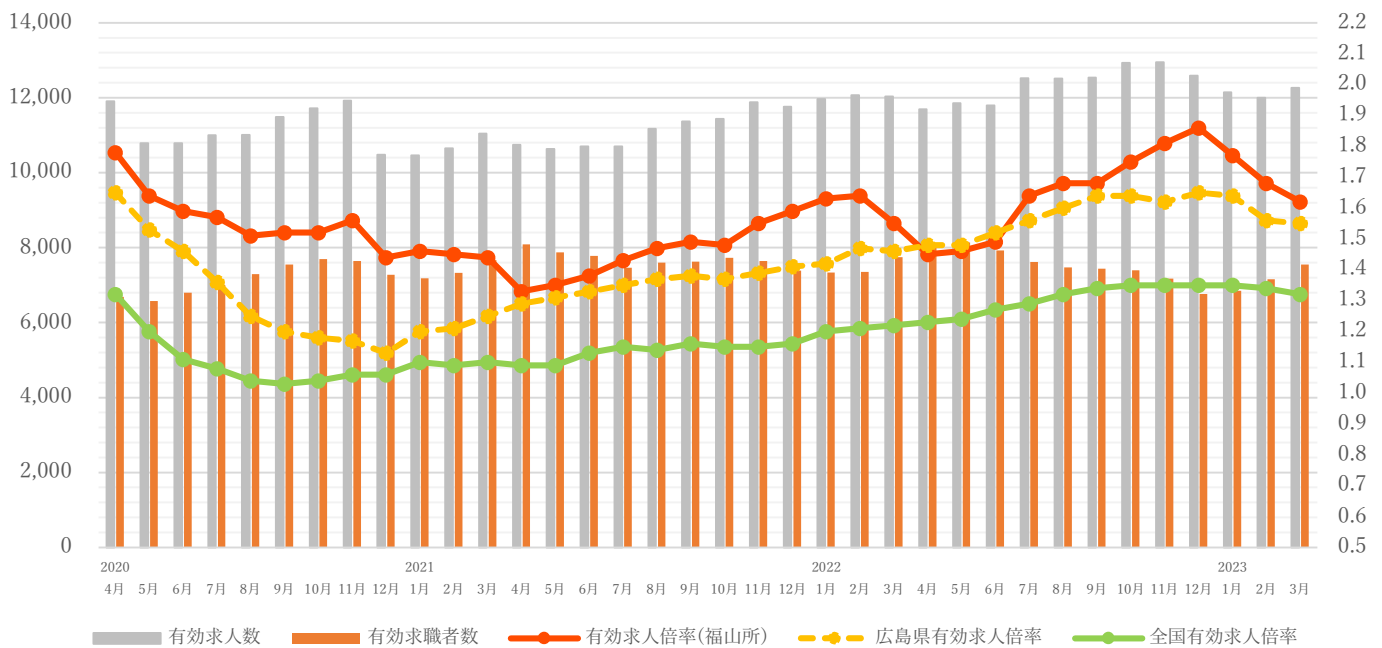
全国	東京都	大阪府	広島県	岡山県
298,542円	394,222円	304,340円	284,267円	278,895円



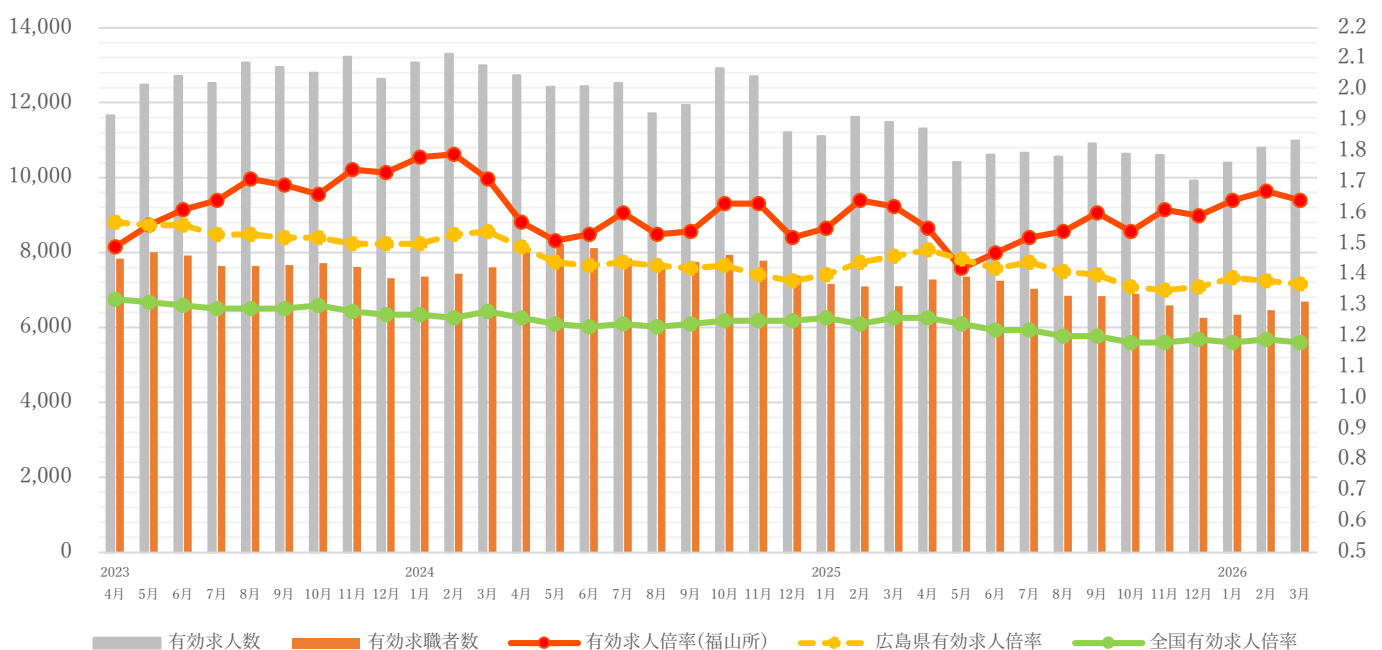
参考：毎月勤労統計調査（全国調査・地方調査） 結果の概要 | 厚生労働省 (mhlw.go.jp) 他 <https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/30-1a.html>

# 人事労務の統計指標

過去6年間の月間有効求人・求職・求人倍率の推移①  
—2020年4月から2023年3月まで—



過去6年間の月間有効求人・求職・求人倍率の推移②  
—2023年4月から2026年3月まで—



# 日本100名城に行こう vol.16

## ～水戸城～

### 【#14 水戸城（茨城県水戸市）】

- ① 天守 : なし
- ② 城区分 : 平山城
- ③ 築城年 : 12世紀後半
- ④ 築城者 : 佐竹義宣、徳川頼房など
- ⑤ 主な遺構  
薬医門/切通し/堀

今回の名城訪問は、水戸城です。  
水戸藩 35 万石の藩庁として明治維新を迎えた名城です。

水戸藩は徳川御三家の一つで、徳川姓を名乗ること、三つ葉葵の家紋使用の二つが許された別格の大家名でした。藩祖は徳川家康の末っ子・頼房です。

水戸と言えば、水戸黄門。水戸光圀公の諸国漫遊は今でも時代劇の定番です。劇中設定の多くは創作ですが、二代藩主・徳川光圀は当時から名君として評判が高く、庶民の間でも知名度は抜群だったそうです。部下の助さん、格さんのモデルとなった二人を各地に派遣していたことなどから着想を得て、私たちがよく知る黄門様の物語が誕生しました。

私にとって人生で初めての茨城県。玄関口である水戸駅の駅前には御老公一行の銅像、駅裏には納豆のモニュメントがあり、着いた瞬間から水戸の空気を感じさせてもらえて、気分が高揚します。

これまで茨城は縁遠い印象でしたが、東京・水戸駅間は特急ひたちで 70 分間。しかも途中の停車駅ゼロという環境には正直驚かされました。とはいえ東京駅までの移動時間を考えると、広島からは気楽に訪問しにくいエリアだと思います。

水戸城訪問のあとは、少し足を伸ばして国営ひたち海浜公園でネモフィラを見てきましたが、こちらもお見事としかいいようがありません。世羅町のネモフィラも見事ですが、4.2ha の丘に植栽された 530 万本のネモフィラの青一色が広がる壮大な景色は唯一無二の景色でした。

地元の方に話を伺って知ったのですが、この青一色の誕生の背景には、旧陸軍飛行場から米軍射爆撃場として歩んできた同地の歴史から、その跡地は平和の象徴として公園を整備したいという地元の強い願いがあったそうです。(橋本)



## [ 今月のお知らせ ]

## 営業日のお知らせなど

2026

6 June



Sun	Mon	Tue	Wed	Thu	Fri	Sat
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30				

赤文字の日、及び青文字の日は休みとさせていただきます。

お仕事  
カレンダー  
6月

6/1 ● 労働保険の年度更新手続きの受付開始（～7/10）

6/10 ● 5月分の源泉所得税、住民税特別徴収税の納付  
● 納期特例の適用を受けている個人住民税特別徴収税（2025年12月から2026年5月分）の納付

6/30 ● 5月分健康保険料・厚生年金保険料の納付  
● 4月決算法人の確定申告と納税・10月決算法人の中間申告と納税（決算応当日まで）